

《大阪府立図書館 基本方針と重点目標(令和8－12年度)》

＜使 命＞

府域の図書館ネットワークの核として、広域的かつ総合的な視点から府民と資料・情報をつなぎ、府民の“知りたい”という気持ちにこたえ、“学びたい”という意欲を育み、豊かで活気あるくらしと大阪における新たな知識と文化の創造に寄与すること

基本方針1 府立図書館は、市町村立図書館を支援し、大阪府全域の図書館サービスを一層充実させます。

基本方針2 府立図書館は、幅広い資料の収集・保存に努め、すべての府民が正確な情報・知識を得られるようサポートします。

基本方針3 府立図書館は、府域の子どもが豊かに育つ読書環境づくりを進めるとともに、国際児童文学館の機能充実、資料の利用促進に努めます。

基本方針4 府立図書館は、大阪の歴史と知の蓄積を確実に未来に伝えます。

基本方針5 府立図書館は、府民に開かれた図書館として、地域の魅力に合う「場」と機会を提供します。

【重点目標(令和8－12年度)】の重点事業と基本事業

＜重点事業＞ 5つの基本方針に横断的に設定する3つの「重点事業」

- 1 すべての府民が図書館サービスを楽しむ環境の整備
 - 1-1 だれもが読書に親しむことができるための環境づくりと支援サービスを実施します。
 - 1-2 市町村立図書館向けに研修の実施と、情報提供をおこないます。
- 2 府立図書館蔵書の利活用の拡充 ～非来館型サービスの促進～
 - 2-1 「おおさか e コレクション」へのデジタルコンテンツ追加など、非来館サービスの拡充を図ります。
- 3 資料の保存と管理の検討
 - 3-1 書庫の有効活用を検討し実施します。
 - 3-2 マイクロフィルムの劣化対策(マイグレーション等について情報収集、計画策定し、実行します。

＜基本事業＞ 基本方針ごとに設定した6つの「基本事業」

- | | |
|-------|--|
| 基本方針1 | ・府域図書館情報ネットワークの活性化 |
| 基本方針2 | ・レファレンスサービスの拡充と、所蔵資料を活用できる司書の育成 |
| 基本方針3 | ・広域自治体の視点から学校等に対する支援を拡充し、府域の子どもの読書活動を推進
・国際児童文学館資料の利用促進 |
| 基本方針4 | ・地域資料の収集・保存と利活用 |
| 基本方針5 | ・府民の生涯学習、地域の情報拠点として地域の発展にも貢献し得るよう様々な事業を展開 |

*これまでの取組みについては、図書館のホームページ[図書館協議会の概要](#)にて公開しています。